

七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅱ

平成 29 年 3 月

宮城県 七ヶ浜町

目 次

1. 実行計画策定の背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間及び基準年度	2
(3) 対象範囲	2
3. 計画の対象とする温室効果ガス・エネルギー	3
(1) 対象とする温室効果ガス	3
(2) 対象とするエネルギー	3
4. 計画の目標	3
5. 具体的取組	4
(1) 省資源・省エネルギーの推進	4
(2) 用紙類の使用抑制	5
(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	5
(4) グリーン購入の推進	5
(5) 緑化の推進	5
6. 計画の推進及び検証体制	5
(1) 推進体制	5
(2) 検証体制	6
(3) 職員の意識向上の取組	6
7. 実行状況の公表	6
(1) 公表の方法	6
(2) 公表の内容	6
8. 資料	

1. 実行計画策定の背景

近年深刻化する地球温暖化問題を踏まえ、国際的に温室効果ガスの排出抑制や削減のための目標を定め、平成9年(1997年)12月に「京都議定書」が採択され、これらの国際的動きを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。地方公共団体は、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」を策定し、公表することが義務付けられました。

本町でも、地球温暖化防止政策を推進する主体として、町公共の施設及び事務事業により排出される温室効果ガス削減に向けて率先して行動していくため、平成23年2月に「七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅰ」を策定し、環境保全に配慮した事務事業に取り組んでまいりました。

そのような中、平成23(2011年)年3月11日に発生した東日本大震災は、町内に大規模かつ長期間にわたる停電とガソリン等の燃料不足をもたらしました。

これらを目の当たりに体験することで、ライフスタイルやビジネススタイルを見直すことの必要性を改めて認識したところです。

「七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅰ」では、平成20年度の温室効果ガスの排出量2,725トンを基準とし5%削減を目標に、平成23年度から平成27年度までの5年間検証をしてまいりました。

結果は、平成23年度を除く4年間目標値を上回りました、これは、東日本大震災に伴う、復興事務事業の増加による電気の使用が増え続けたもので、落ち着きを見せ始めた、平成26年度をピークに排出量が下降をしていることが確認できました。

国では、平成27年(2015年)12月パリで開催されたCOP21で日本は温室効果ガスの削減目標を平成42年(2030年)までに26%削減(平成25年度比)とする新しい目標を定めたところです。

本町でも、実行計画Ⅰの結果を踏まえ、効果的な電気の使用に加え、既存の物品、事務機器を有効に活用し、町公共の施設及び事務事業により排出される温室効果ガスを削減できるよう、新たな目標を定めた「七ヶ浜町地球温暖化実行計画Ⅱ」を策定し、引き続き全庁挙げて積極的に取り組んでまいります。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項 (抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

(2-7 省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(9 省略)

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

2. 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づく実施計画であり、平成23年2月に策定された実施計画の第2期計画とする。

(2) 計画の期間及び基準年度

この実行計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とする。また、計画の策定にあたり、平成28年度を基準年度として削減目標等を定める。

(3) 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、指定管理者制度等により、外部委託を実施している出先機関等も含めた組織及び施設を対象とする。

(対象施設等一覧)

担当課	施設名 等
全 課	庁舎等における具体的取組、ガソリン等燃料の確認
財政課	役場庁舎
水道事業所	水道事業所、遠山ポンプ場、君ヶ岡配水場、汚水ポンプ場 要害雨水ポンプ場
国際村	国際村
産業課	海遊ほのぼの農園、阿川・表浜排水ポンプ場、 多聞山展望広場
地域福祉課	遠山保育所、子育て支援センター、まっぼっくり広場、児童保育館（はまぎく・さくら・まつかぜ）、児童公園遊園
健康増進課	母子健康センター
建設課	都市公園
環境生活課	公園墓地 蓮沼苑
教育委員会 教育総務課	亦楽小学校、松ヶ浜小学校、汐見小学校、七ヶ浜中学校 向洋中学校
給食センター	給食センター
生涯学習課	生涯学習センター、歴史資料館、西部地区公民館
指定管理	アクアリーナ、町民プール、スポーツ管理棟、屋内運動場 野球場、テニス・フットサルコート、サッカースタジアム、 武道館、第一スポーツ広場、あさひ園

3. 計画の対象とする温室効果ガス、エネルギー

(1) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス一覧
二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7分類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素のみとする

(2) 対象とするエネルギー

対象となるエネルギーは、電気・燃料（表-1 項目）とします。

表-1 平成28年度（基準年度）排出実績

項目（単位）	①使用量	②排出係数	排出量（kg-CO ₂ ） ①×②	割合（%）	
電 気（kwh）	3,241,622	0.556kg-CO ₂ /kWh	1,802,342	63.63%	
燃 料	ガソリン（ℓ）	24,650	2.32kg-CO ₂ /ℓ	57,187	2.02%
	軽油（ℓ）	7,906	2.62kg-CO ₂ /ℓ	20,713	0.73%
	A重油（ℓ）	174,307	2.71kg-CO ₂ /ℓ	472,372	16.68%
	都市ガス（m ³ ）	121,339	2.08kg-CO ₂ /m ³	252,385	8.91%
	LPガス（m ³ ）	4,298	6.60kg-CO ₂ /m ³	28,368	1.00%
	灯油（ℓ）	80,015	2.49kg-CO ₂ /ℓ	199,238	7.03%
合 計			2,832,605	100.00%	

4. 計画の目標

平成33年度における温室効果ガスの総量削減目標値を、表-1 平成28年度（基準年度）比3%削減する。

区分	基準年度排出量 平成28年度	削減目標	目標年度排出量 平成33年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,832,605kg-CO ₂	3.0%	2,747,627kg-CO ₂

その他の削減目標を表-2のとおりとする。

表-2 その他の削減目標

項目	基準年の実績	削減目標	目標年度目標値
コピー用紙購入量（枚）	2,561,300	3.0%	2,484,400
上水道使用量（m ³ ）	78,330	3.0%	75,980

※ コピー用紙購入量については、各小中学校も対象とする。

5. 具体的取組

計画の目標を達成するため、次の行動を推進する。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

- ◎ 照明のLED化を積極的に推進する。
- ◎ 昼休み時や不要時、不要場所の消灯を徹底する。
- ◎ パソコン・電気ポット等は適宜スイッチ管理を行う
- ◎ 退室・退庁時には、消灯の確認を行う。
- ◎ 夜間の時間外勤務では、照明の部分点灯を行う。
- ◎ 室内温度は、夏場28℃、冬場20℃を目安とする。
- ◎ 冷暖房時は、ブラインド、カーテンを利用し効率を高める。
- ◎ 空調機器のフィルターを、定期的に清掃を行う。
- ◎ クールビズ（軽装）、ウォームビズ（重ね着）を心がける。
- ◎ 公用車の点検・整備・維持管理を徹底し、エコドライブを推進する。
- ◎ 公用車の新規導入時は低公害車、低燃料車、電気自動車へ転換を図る。
- ◎ 計画的、効果的に節水を行う。
- ◎ 燃焼設備の改修等において、環境負荷が少ないものへ転換を図る。
- ◎ 省エネ機器導入を推進する。
- ◎ 太陽光発電等、再生可能エネルギーの普及を推進する。

(2) 用紙類の使用抑制

- ◎ 電子データによる情報の共有、保存管理を推進し、ペーパーレスに努める。
- ◎ ミスコピーやミスプリントの発生防止に努め、裏面再利用を徹底する。
- ◎ 使用済み封筒の再利用をする。

(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- ◎ 指定ゴミ袋使用枚数を減らす。
- ◎ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する。
- ◎ 生ごみ処理機の利用を推進する。
- ◎ マイ箸の使用や私物ごみの持ち帰りを徹底する。
- ◎ 備品の使用に関しては、消耗品の交換や修理を適宜行い長期的に活用する。
- ◎ 不必要な定期発行誌をお断りする。

(4) グリーン購入の推進

- ◎ 環境に配慮した、エコマークやリサイクルなどの環境ラベルのある商品を優先して購入する。又、備品及び消耗品を購入する場合は、仕様書等にその旨を表示する。
- ◎ 再生紙利用を推進する。

(5) 緑化の推進

- ◎ 公共施設の緑化を推進する。
- ◎ 緑地の保全や適正な維持に努める。

6. 計画の推進及び検証体制

(1) 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

○推進本部

町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とし、管理職等の構成員をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進検証を行う。

○推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を設置し、「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図る。

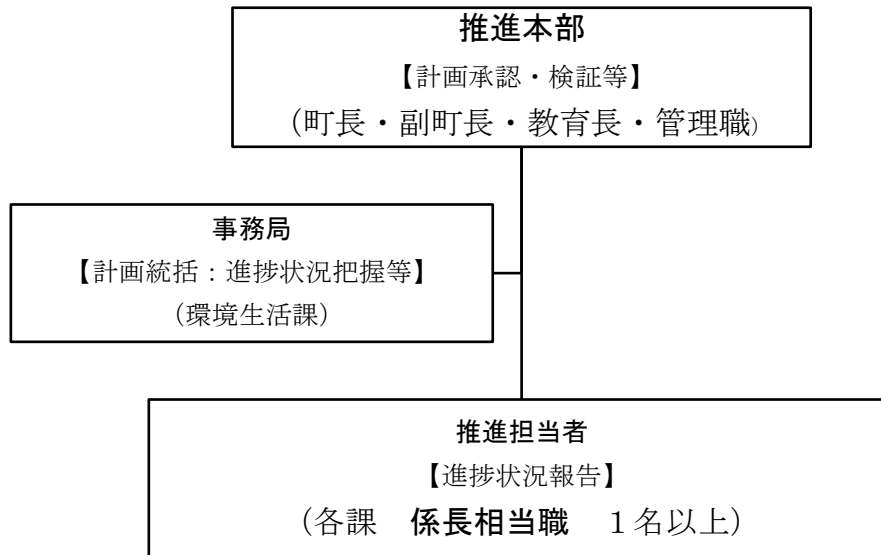
○事務局

事務局を環境生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(2) 検証体制

「事務局」は「推進担当者」を経由し、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の検証評価を行う。

推進・検証体制



(3) 職員の意識向上の取組

本実行計画を実践するうえで、全職員が環境に関する認識を深めることが重要であることから、地球温暖化防止活動について、庁内LAN等により情報の提供、共有を図り職員の意識啓発に努める。

7. 実行状況の公表

(1) 公表の方法

本実行計画及び進捗状況、その他変更や見直しについては、町広報紙、及びホームページ等で毎年公表する。

(2) 公表の内容

温室効果ガス総排出量の実績値

温室効果ガス総排出量の目標値に対する達成度

温室効果ガス排出量削減に向けての取組状況